



町の商工業振興対策と創業支援策についてのご紹介

四万十町では、「四万十町商工業振興条例」及び「四万十町創業支援事業計画」に基づき、商工業の振興と創業支援を目的として次のような支援制度を設けています。

四万十町商工業振興助成金

この助成金には商工業の振興に関する14のメニューがありますが、今回は、そのうち特に商業活動に密接に関係しているメニューをピックアップします。

①空き店舗活用事業

(1) 空き店舗改修費補助

3か月以上空き店舗となっている店舗で新規開業する場合に改修経費を助成します。

(2) 空き店舗地代・家賃補助

空き店舗の地代・家賃を5年間助成します。基本的に(1)の空き店舗改修を行った場合に限りです。

②起業・創業活動事業

起業・創業にあたっての経費を助成します。

③販路拡大・技術向上事業

技術向上、販路拡大のために行う事業を助成します。

(例) 販路拡大のためのホームページ作成、店舗の改修等

④重点分野(観光業)支援事業

観光業を営む事業者の規模拡大等のために行う事業を助成します。

(例) 宿泊施設の改装等

注意事項

- ・補助対象、補助率、補助金の上限額等の詳細については、お問い合わせください。
- ・同一事業者が同じメニューを複数回申請することはできません。
- ・店舗の改修をともなう事業の場合、住宅部分に要する経費は、助成の対象外です。
- ・予算には限りがありますので、お早目にお申し込みください。

四万十町創業支援事業

この事業は、四万十町商工会を窓口として創業に必要となる知識の習得(経営・財務・人材育成・販売の4分野)を支援しています。

全てのカリキュラムの受講を修了された方には、創業にあたって次のメリットがあります。

- ①創業時の登録免許税が軽減(半減)されます。
- ②信用保証協会の信用保証枠(無担保、第3者保証なし)1,000万円から1,500万円に拡大されます。
- ③経済産業省が所管する創業・第二創業促進補助金の申請を行うことができます。

〔お問い合わせ先〕
商工観光課 ☎22-3281
四万十町商工会 ☎22-0465

新しい議長・副議長が選任されました

平成29年2月2日の議会臨時会において、議長並びに副議長の改選が行われ、酒井祥成氏、副議長に林健三副氏が選任されました。



さかい よしなり
酒井 祥成議長



はやし けんぞう
林 健三副議長

東又小、学校新聞づくりコンクール大会 特選!

1月22日、高新文化ホールで、高知県教育委員会主催「学校新聞づくりコンクール大会」が行われました。このコンクールは、県教委の「ことばの力育成プロジェクト」の推進事業で今年度で4回目の開催になります。

県内小中学校から過去最多の68校、計5729点の作品の応募があり、町内からも2校5点の作品を提出しました。当日は県下15校の発表があり、小学校高学年の部で東又小学校の学校林新聞チーム(6年島岡凌大さん、新田望久さん、島岡初行さん)の作品が特選に選ばれました。その中で東又小学校は、



新聞を作るきっかけとなった学校林や新聞づくりで工夫したことや苦労したことなどを、自分達で作成したパワーポイントなどを提示・操作しながら、堂々と発表することができました。6年生の他の児童も応援に駆けつけました。

東又小学校では、子どもたちの思考力・表現力・判断力の育成に向けて、来年度も新聞を活用した教育実践を推進していく予定です。



四万十町就職面接会を開催しました

2月12日、農村環境改善センターで四万十町就職面接会を開催しました。数日前からの寒気により当日は寒い一日となりましたが、製造業や事務・土木・介護など求人企業21社にご協力いただき求職者21名が来場しました。



団塊の世代が70歳を超える状況を迎え全国的な人手不足が進行する中で、当町においても人手が足りないという声が聞かれます。これらの解決に向け、今後も就業機会を増やす取り組みを継続していきますので、ご協力をお願いいたします。



町長、熊本市長を表敬訪問



2月13日、中尾町長と武石県議会議員が熊本市長を表敬訪問しました。本町では、「志国高知・幕末維新博」の開幕を迎えるにあたり、町出身の「谷干城」をPRする計画を進めています。

そこで、「西南戦争」で熊本城を死守した「谷干城」の銅像や多くの関係資料を収集している熊本市へ協力をお願いするにあたり、今回の訪問となったところです。

熊本市長も「谷干城」の功績を高く評価しており、今回の申し出に対し「可能な限り協力します」との快諾をいただきました。

また、町長も昨年の震災で甚大な被害を受けた熊本市へ人的支援を含めて可能な支援を行っていくことを約束し、熊本市長から謝辞をいただきました。



▲谷干城の銅像前
(熊本市高橋公園)



▲大西一史 熊本市長(中)



なくそう!

不法投棄!

農道や山林の道路脇など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は景観を損ねるだけでなく、水質や土壌の汚染など環境への影響も心配されます。

「きれいなまち」「住みやすいまち」を目指し、不法投棄は「しない」「させない」をモットーに住民全員で不法投棄の防止に取り組みましょう。

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反となり、違反者には、5年以下の懲役若しくは、1千万円(法人は3億円)以下の罰金、場合によっては、両方が課せられます。

住民の皆様が、不法投棄を発見した場合には、

- ① 不法投棄場所
- ② 車種・車両ナンバー
- ③ 不法投棄者の特徴
- ④ 廃棄物の種類

などをわかる範囲でご確認いただき、町民環境課または警察へのご連絡をお願いします。

皆様からの連絡によって早期対応が可能となります。ご協力をお願いします。

〔お問い合わせ先〕
町民環境課 ☎22-3117 大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112 窪川警察署 ☎22-0110



一日行政相談 を開設します

無料・秘密厳守です

「一日行政相談」を開設します。
国の仕事やサービスで困っていること、分からないことがありましたら、お気軽に行政相談委員にご相談ください。

〔お問い合わせ先〕総務課 ☎22-3111

窪川地域

- ◆相談日 4月11日(火)
- ◆時間・場所 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)
四万十町農村環境改善センター 第1会議室
- ◆行政相談委員 森 英真



若井地区の花取り太刀踊り

自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業があります。
その助成金で、若井地区の住民が行っている「若井花取り太刀踊り」に必要な衣装を新調しました。
この事業は、「若井花取り太刀踊り」の更なる継続と推進につなげていくことを目的としています。新調した衣装は来年度より使用します。

〔お問い合わせ先〕生涯学習課 ☎22-3576



農家の皆様へのお願い

毎年、田植え前の代掻き時期は、春の観光シーズンやゴールデンウィークと重なるため、増水していないにも関わらず、代掻き等による濁水が四万十川に流出し「濁った水の四万十川」として、観光客に良いイメージが与えられていません。

また、川底に土等が堆積することにより生態系への影響も危惧され、鮎の遡上へも少なからず影響を与えていることから清流保全に向けた対策が急務となっています。

そこで、町では河川に濁水を流さない取り組みの一つとして、浅水での代掻きを推進しています。この浅水代掻きを行うことで、田面の凹凸が確認できることから均一になるように土寄せを行うことができます。

さらに、通常の代掻きをする場合、畦からのオーバーフローを防ぐため大きめの「止水板」を利用するなど、濁水が河川に流出しない取り組みにご協力をお願いします。(水が多い場合は、落水してから代掻きをお願いします。)

河川の漂着ごみ対策としまして、現在、依然として四万十川本流には漂着ビニールなどが目につき、景観が損なわれている状況です。使用済み農業用ビニールは適切に処分・保管をお願いします。

また、使用済み農業用ビニールについては、JA等で処分できますので、搬入するまでの間、あるいは産業廃棄物として処理場へ搬入するまでの間に増水や強風等により飛散や河川流出などが起きない適切な場所への保管の徹底をお願いします。

四万十川の豊かな環境をより一層保全し、日本最期の清流として後世に引き継いでいけるよう、皆様のご協力をお願いします。



〔お問い合わせ先〕
町民環境課 四万十川対策室 ☎22-3117

水道使用に関する各種手続きのご案内

水道の使用開始、変更などには申し込みが必要です。3月から4月は転勤等による引越が多くなります。どたばたの中、つつい忘れがちになるのが公共料金など変更の届出です。

使用開始・中止・ご契約者の変更などについては、電話でも受付していますので、お早目にご連絡ください。

〔お問い合わせ先〕上下水道課 ☎22-3119 上下水道課西部駐在所 ☎28-5294



登記手続相談を利用される皆様へ

高知地方法務局須崎支局では、登記手続相談を月、火、木、金曜日に予約制により実施しています。登記手続相談を利用される場合は、電話等で相談の予約をお願いします。なお、相談時間は30分以内で、相談料は無料です。

〔予約・お問い合わせ先〕
須崎支局 須崎市青木町1番4号 ☎0889-42-0374



小型特殊自動車のナンバー登録はお済みですか？

小型特殊自動車は、公道を走らない場合でも、ナンバー登録が義務付けられています。まだ、登録がお済みでない場合は登録手続きをお願いいたします。小型特殊自動車の区分については次のとおりです。



区分	小型特殊自動車	
	農耕作業用	その他
全長	制限なし	4.7m以下
全幅	制限なし	1.7m以下
全高	制限なし	2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速 35km 未満	時速 15km 以下
種類	・農耕トラクター ・農業用薬剤散布車 ・コンバイン ・田植機（乗用型） ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（例：型式認定番号が「農 0000 号」のもの。）	・フォークリフト ・運搬車等 ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車 ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（草刈作業車等）
税額	2,000円	5,900円

軽自動車などの廃車・変更手続きを忘れずに

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日時点で原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車などを所有している方に課税されます。廃車、譲渡（名義変更）、車台変更、住所変更など、変更があった場合は 3 月 31 日までに忘れずに手続きを行ってください。手続きを忘れると 1 年分の税金が課税されます。

◆車種別の届出先

区分	届出先
原動機付自転車（125cc 以下）、小型特殊自動車	四万十町役場、大正地域振興局 十和地域振興局
軽自動車、軽二輪（126cc～250cc）	軽自動車協会 高知事務取扱所 ☎ 088-842-4311
小型二輪自動車（251cc 以上）	高知運輸支局 ☎ 050-5540-2077

※ 届出に必要なものは届出先によって異なる場合がありますので、各届出先でご確認ください。
 ※ 役場での届出には印鑑（認印可）をご持参ください。譲渡の手続きには旧・新所有者印が必要です。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎ 22-3116

特定期間・特例追納制度のご案内

特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したことなどによって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかった期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります。※年金額には反映しません。

特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やすことができます。既に年金を受けとっている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

【特例追納の対象期間】

・特例追納する時点で60歳未満の方
 ・承認があった月前10年以内の期間
 ・特例追納する時点で60歳以上の方
 ・50歳以上60歳未満であった期間

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤルまたは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

【ねんきん加入者ダイヤル】

・電話番号
 0570・003・004
 (ナビダイヤル)

※IP電話などの050から始まる

電話でおかけになる場合は
 03・6630・2525

・受付時間

月～金曜日

午前8時30分～午後7時

第2土曜日

午前9時～午後5時

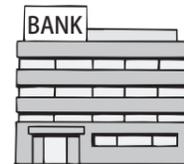
※祝日（第2土曜日を除く）

12月29日～1月3日はご利用いただけません。



国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し込みください。



（お問い合わせ先）
 町民環境課 ☎ 22-3117
 大正町民生活課 ☎ 27-0112
 十和町民生活課 ☎ 28-5112
 年金事務所 ☎ 088-875-1717

ケーブルテレビが便利になります

四万十ケーブルテレビの機器更新により、4月からケーブルテレビがより便利になります。主な変更点は、これまで限られた時間帯でしか見られなかった文字放送が、データ放送（リモコンのdボタン）でいつでも確認できるようになります。また、スマートフォン利用者向けのアプリを配信します。

このアプリには、町からの災害情報等緊急速報が発信された際、情報を即座に取得できるほか、河川等監視カメラ映像や文字放送なども確認できる機能があります。

詳しくは3月13日からの行政放送でお知らせしますので、ぜひご利用ください。



【お問い合わせ先】 企画課 ☎ 22-3124



あったかふれあいセンター便り

こんな活動
しています!!

あったかふれあいセンター十和

「ちっちゃな図書館」あったかで開設しています

200~300冊の図書は四万十町立図書館の大正分館から新刊本を含めて、2か月に1度の入れ替えや読みたい本のリクエストも受け付けています。最近では、ご利用者も増えてきています。お気軽にお立ち寄りください。



月に1回俳句を行っています

当センターを利用している30代~90代の幅広い世代の8人が、17文字の世界をそれぞれ楽しんでます。俳句は子どもから高齢者まで誰でも参加できる、まさにあったかふれあいセンターにぴったりのツールです。お金もかからず、ペンと紙さえあればたとえ寝たきりになったとしてもできる数少ない遊びです。初めての方、大歓迎!一度見に来てみませんか?



町内のサロン 4月の予定

【窪川地域】生きがいサロン

4日(火)	ふるさと未来館
6日(木)	社会福祉センター
12日(水)	東川角老人憩いの家
18日(火)	影野町民会館
20日(木)	檜生原井細の里
25日(火)	沖代部落集会所
28日(金)	口神ノ川集会所

【大正地域】ふれあいサロン

3日(月)	北ノ川多目的集会所
5日(水)	江師改善センター
7日(金)	下道集会所
10日(月)	大正健康管理センター
12日(水)	大正橋集会所
13日(木)	下津井集会所
14日(金)	上宮集会所
17日(月)	集活センターこだま
18日(火)	瀬里集会所
19日(水)	田野々憩いの家
21日(金)	奥打井川集会所

【十和地域】生きがいサロン

4日(火)	旧昭和農協2F
7日(金)	井崎集会所
10日(月)	古城生活改善センター
11日(火)	川口集会所
13日(木)	十和の里
18日(火)	旧昭和農協2F
21日(金)	奥大道生活改善センター
27日(木)	十和の里

〔お問い合わせ先〕
あったかふれあいセンター
くぼかわ ☎29-6112
携帯 ☎080-4080-3688

〔お問い合わせ先〕
あったかふれあいセンター
やまびこ ☎29-4888

〔お問い合わせ先〕
あったかふれあいセンター十和
☎28-5166

1月 学校給食食材の放射能測定

	検査期間	セシウム134	セシウム137	ヨウ素131
窪川学校給食センター	1/10~16	不検出	不検出	不検出
大正学校給食センター	1/10~16	不検出	不検出	不検出
十和学校給食センター	1/10~16	不検出	不検出	不検出

実施日:平成29年1月31日
検査機関:株式会社 日本食品エコロジー研究所
食品分析センター
※不検出とは測定下限値未満(<1.0Bq/kg)であることを示しています。検査に使用する食材は、約1週間分の原材料(米・調味料を除く)です。一定量を混合試料にして検査します。なお、米については、検査済のものを購入しているため対象外としています。

マモルと博士の防災教室

第53回 家庭内備蓄



マモルくん、ローリングストック法って知っておるか?

知ってるよ!食べ物などを少し多めに買って置いて、使った分だけ買い足していくことで、備蓄ができるっていう、家庭内備蓄の一つの方法だよ!



そうなのじゃ!食べた分はすぐに補充しておくことが必要じゃ。ちょっと油断したときに、災害が起こる可能性もあるからのう。

今まで備蓄した食べ物の賞味期限が心配だったけど、これならどんどん新しくなるから気にせず備蓄できるね!



ローリングストック法



ご飯の買い出しの時に多めに買って置くだけで気軽にできる備蓄方法なのじゃ。大災害の時、役場も被災するから支援になかなか動けないことを想定して、各家庭で1週間分ほどの備蓄を用意してほしいのじゃ!

〔お問い合わせ先〕危機管理課 ☎22-3280 - 来月も2人と一緒に、防災について学んでみよう!

平成28年度 入札結果 (平成29年1月1日~1月31日)

工事名等	工事場所等	落札業者名	契約金額(円)	工期
平成28年度 町単 第10号 町道井崎八木線 道路附帯工事	井崎	(有)十和建设	5,551,200	1/19 ~ 3/24
平成28年度 防安全第1-78-13号 町道本町線 舗装工事	本町	大旺新洋舗 高知土木本店	2,862,000	1/19 ~ 3/21
平成28年度 防安全第3-78-1号 町道神ノ川線 舗装工事(2)	奥神ノ川	大旺新洋舗 高知土木本店	3,348,000	1/19 ~ 3/21
平成28年度 国土調査法に基づく一筆地調査	寺野	南海測量設計(株)	4,644,000	1/19 ~ 3/24
平成28年度 移住定住促進住宅改修工事(建築主体)	古市町	(有)谷洞住設	39,738,600	1/26 ~ 3/20
平成28年度 移住定住促進住宅改修工事(電気設備)	古市町	日興電設(株)	4,309,200	1/26 ~ 3/20
平成28年度 移住定住促進住宅改修工事(機械設備)	古市町	(株)芝電気工事店	15,498,000	1/26 ~ 3/20
平成28年度 防安全 第21-1号 町道大奈路中津川線 道路改良工事(中津川~森ヶ内工区)	大正中津川	(株)井原組	6,415,200	1/26 ~ 3/24
平成28年度 28災第101/69号 烏手 頭首工 災害復旧工事	烏手	(有)大和建设	3,240,000	1/26 ~ 3/20
平成28年度 27災第347号 一級水系普通河川 蛇ノ川 河川災害復旧工事	打井川(2)	(有)西村建設	2,916,000	1/26 ~ 3/4
平成28年度 28災第378号 一級水系準用河川 注ノ川 河川災害復旧工事	仁井田	(有)松本建設	19,008,000	1/26 ~ 3/31
平成28年度 28災 第102-69号 魚ノ川 頭首工 災害復旧工事	魚ノ川	(有)吉岡建設	7,992,000	2/2 ~ 3/31
平成28年度 防安全 第5-78-1号(1) 奈路端橋 橋梁修繕設計委託業務(国補正)	奥神ノ川	(株)第一コンサルタンツ	4,104,000	2/2 ~ 3/31
平成28年度 防安全 第5-78-1号(2) 大奈路中津川1号橋 橋梁修繕設計委託業務(国補正)	大正大奈路	(有)高南技術コンサルタント	4,428,000	2/2 ~ 3/31
平成28年度 防安全 第5-78-1号(3) 筋橋 橋梁修繕設計委託業務(国補正)	大正中津川	構管技術コンサルタント(株)	4,212,000	2/2 ~ 3/31
平成28年度 防安全 第5-78-1号(4) 葛籠川橋 橋梁修繕設計委託業務(国補正)	大正	(有)高南技術コンサルタント	4,212,000	2/2 ~ 3/31
平成28年度 防安全 第5-78-1号(5) 古味野々橋 橋梁修繕設計委託業務(国補正)	大正大奈路	(有)高南技術コンサルタント	6,264,000	2/2 ~ 3/31
平成28年度 防安全 第5-78-1号(6) 井崎橋 橋梁修繕設計委託業務(国補正)	井崎	(有)高南技術コンサルタント	4,860,000	2/2 ~ 3/31
平成28年度 防安全 第5-78-4号 四万十町橋梁一括点検委託業務(国補正)	四万十町	(有)高南技術コンサルタント	8,748,000	2/2 ~ 3/31

※この入札結果は、予定価格250万円以上の工事・委託業務についてのみ公表しています。契約金額は、消費税込みの金額。

〔お問い合わせ先〕総務課 ☎22-3111



国保からのお知らせ

国民健康保険被保険者証が更新されます

平成29年度の保険証の色は、
 ・一般被保険者の方↓緑色
 ・退職被保険者の方↓青色

です。新しい保険証は、3月末までに世帯主あてにお送りしますのでご確認をお願いいたします。有効期限が過ぎた保険証は、各自で処分をお願いします。

一部負担金の減免制度について

四万十町国保では、特別な事由により、医療機関等で支払う一部負担金の支払いが一時的に困難になった場合に、一部負担金の減免または徴収猶予できる制度があります。次の事由に該当される場合は、必要書類を添えて申請してください。

【特別な事由】

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けた者
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少した者
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した者

【減免条件】

- ・特別な事由①に該当するとき
 資産の損害割合が10分の3以上であり、世帯の前年度の合計所得金額が1千万円以下であること。
- ・特別な事由②に該当するとき
 収入見込額が平年の収入に比べて減少が見込まれ、かつ、療養期間における平均実収入月額が一部負担金平均月額と基準生活費(※)の合計より少ないと見込まれるものであること。
- また、預貯金が生活保護基準の3か月以下であること。

必要書類

- ・国保被保険者証
- ・印鑑
- ・申請書(役場にありませ)
- ・医師の意見書等
- ・通知カード若しくはマイナンバーカード等(マイナンバー(個人番号)の確認できるもの)
- ・特別な事由がわかるもの

また、すべての事由において、保険金などにより損害の補填等がなされているときは、その分を控除して減額及び免除率を決定します。

(※) 基準生活費
 生活保護基準額の1000分の110

後期高齢者医療のお知らせ

後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日までです。

国民健康保険とは有効期限が異なりますので、ご注意ください。

◆後期高齢者医療保険料の納付について
 平成29年度の保険料は、7月に決定します。

現在、納付書または口座振替で納付いただいている方のうち、4月から特別徴収に変更となる方には、個別に通知いたします。

◆納付方法を口座振替に変更できます

・納付書払いの方
 金融機関に通帳と届出印をご持参のうえお手続きください。

・特別徴収の方
 金融機関で口座振替の手続きをされたあと、町役場に納付方法変更の届出をお願いします。

〔お問い合わせ先〕
 町民環境課 ☎22-3117

見守り新鮮情報

パソコンで動画を見ていたら、突然警告音が鳴り出し、止まらなくなった。パニック状態になり、画面に出ていた「対策をする」という表示のあった電話番号に連絡してしまった。

電話の相手が、1万円ほど払えば音を消してくれると言うので、仕方なくお願いし、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、不審である。(60歳代 男性)



ウェブサイト閲覧中の二セの警告音にだまされないで!

ひとこと助言



- パソコンでサイトの閲覧中に、突然、警告音が鳴り出し、「ウイルスに感染した」という警告表示が表れたまま消えず、画面上の電話番号に連絡させるように仕向ける事例が報告されています。音や画面表示が出て、とにかく慌てず、落ち着くことが大切です。
- 画面の連絡先に電話をすると、「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。決して画面の連絡先に、電話をしてはいけません。
- 警告音や画面を消す方法は、独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)のホームページが参考になります。

消費者ホットライン **188**
いやや! 聞きなし
 日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ (保険税(料)が年金から天引きの方)

仮徴収について

平成29年度の保険税(料)は、町民税の課税状況が確定した後の7月に決定します。このため、4月・6月・8月については仮徴収として、平成29年2月に徴収した金額と同額を年金から天引きさせていただきます。

仮徴収			本徴収		
平成29年					平成30年
4月	6月	8月	10月	12月	2月

本徴収について

10月・12月・2月は、確定した年間保険税(料)から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて天引きさせていただきます。

〔お問い合わせ先〕
 国民健康保険税 税務課 ☎22-3116
 介護保険料 健康福祉課 ☎22-3115
 後期高齢者医療保険料 町民環境課 ☎22-3117